

令和 2 年 第 2 回 定 例 魚 沼 市 教 育 委 員 会 会 議 録			
会 議 日 程	令 和 2 年 2 月 18 日	午 後 1 時 30 分	開 会 午 後 4 時 5 分 閉 会
場 所	魚沼市役所 堀之内庁舎201会議室	書 記	佐藤 彰弘 渡邊 眞絵
委 員 定 数	5 名 (出 席 者 5 名 欠 席 者 名)		
出 席 委 員	教 育 長 梅 田 勝 委 員 高 橋 昇 委 員 八 木 由 美 子	教 育 長 職 務 代 理 者 星 麻 衣 委 員 浅 井 誠 哉	
欠 席 委 員			
説 明 の た め 出 席 し た 者	局 長 堀 沢 淳 管 理 指 導 主 事 早 川 政 宏 管 理 指 導 主 事 吉 橋 哲 生 涯 学 習 課 長 大 桃 明 学 校 教 育 課 係 長 佐 藤 彰 弘	学 校 教 育 課 長 齋 藤 勝 浩 統 括 指 導 主 事 吉 田 勇 一 指 導 主 事 上 村 勤 子 ども 課 長 広 井 美 智 子 学 校 教 育 課 主 任 渡 邊 眞 絵	

会議事項及び議事の経過

開会宣言

(梅田教育長) これより令和2年第2回魚沼市教育委員会を開催します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

(梅田教育長) 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第23条第3項の規定により
高橋 昇 委員をお願いします。

その他 社会科副読本について

(梅田教育長) 日程第2に入る前に、日程第9その他①その他の社会科副読本について
を議題といたします。事務局より説明を求めます。
(上村指導主事) 説明いたします。(事前配布の社会科副読本について、回収し修正箇所
を確認)
(梅田教育長) 社会科副読本について、質疑はありますか。
(委 員) (「ありません」の声あり)
(梅田教育長) それでは以上で社会科副読本についてを終わります。

日程第2 教育長の諸報告

(梅田教育長) 日程第2、教育長の諸報告を行います。(日程3ページ、教育長諸報告
により1月16日から2月18日までの出席会議・行事等について報告)

- (委 員) 1月16日に令和元年度市町村教育委員研究協議会で東京に行かせていただきました。とても良いお話を聞いて分科会に分かれて、東京の方とグループと一緒に話をさせていただいたのですが、半日という短い時間でしたので、もっと色々な話をしたかったという思いがあります。距離が遠いので、日帰りとなると時間的に無理なのかなと思いますけど、せっかくあれだけの機会をいただいて、非常にもったいないという気持ちがしました。
- (梅 田 教 育 長) あわせてご報告いただきました。教育長諸報告について、質疑はありますか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) 教育長諸報告については、以上でよろしいですか。
- (委 員) (「はい」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) それでは以上で教育長の諸報告を終わります。

日程第3 議案第5号 令和2年度一般会計予算について

- (梅 田 教 育 長) 日程第3、議案第5号、令和2年度一般会計予算についてを議題といたします。予算案について事務局の説明を求めます。
- (斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程5ページ以降及び別冊、学校教育課の令和2年度予算案について説明)
- (大桃生涯学習課長) 説明いたします。(資料により説明：日程7ページ以降及び別冊、生涯学習課の令和2年度予算案について説明)
- (広井子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程9ページ以降及び別冊、子ども課の令和2年度予算案について説明)
- (梅 田 教 育 長) まず、学校教育課予算案について、質疑はありませんか。
- (梅 田 教 育 長) ICT機器整備・情報教育推進事業ですが、新しいパソコンは今年整備されていますので、来年度始まる校務支援システムの導入ですね。
- (斎藤学校教育課長) はい。校務支援システムを5年間リースで導入するための予算です。
- (梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅 田 教 育 長) 続いて生涯学習課の予算案について、質疑はありませんか。
- (梅 田 教 育 長) 広神中学校プールは解体ですね。
- (大桃生涯学習課長) はい。解体の予算です。
- (梅 田 教 育 長) 子ども課の予算案について、質疑はありませんか。
- (梅 田 教 育 長) 子育て世代包括支援センターが立ち上がるわけですが、ぱびぷの中でしょうか。
- (広井子ども課長) センターの位置は、本庁舎子ども課の中に設置されます。
- (梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) ALTの増員ということですが、外国人ALTが1名、日本人ALTが1名の計2名増員でよろしいですか。
- (斎藤学校教育課長) 日本人ALTが2名、外国人ALTが2名いるのですが、日本人ALT1名と外国人ALT1名を増員します。

- (委 員) 各1名ずつ増員すると、日本人ALT3名、外国人ALT3名の計6名の体制となるわけですね。
- (斎藤学校教育課長) 現在募集をしているところですが、外国人ALTの応募がない状況です。
- (委 員) 市報に募集要項が載っていましたが、報酬は外国人ALTの方が日本人ALTに比べて待遇が良いようですが、それでも応募がないのでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 今のところまだ見つかっていません。
- (委 員) 待遇の違いによってそれぞれ活躍の場も変わってくるのでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 業務内容は各学校での英語授業でのスピーチを教えていただくわけですが、外国人だとよりネイティブな英語が学習できますし、外国人の方がいないというところも報酬の違いがあります。
- (委 員) 来年度から小学5・6年の英語授業が始まり、英語教育に対する体制を整えていかないと今後厳しい面もあるのではないのでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 学習指導要領の改訂により小学校の英語の授業が増えてきますし、グローバル人材の育成という面では、英語教育に力を入れていく必要があります。まずはALT増員という中で、今後さまざまな英語教育に力を入れていくという方向で考えています。
- (委 員) 学習指導センターの指導主事には、英語を専門に教育を受けてきた職員がいないということでしたが、来年度はいかがでしょうか。
- (斎藤学校教育課長) 担当の指導主事はおりますが、英語専門ですと、来年度からということではなく今後のその先を見据えて配置が必要であると考えています。
- (委 員) 来年度はまだ専門職員の配置はないということですね。
- (斎藤学校教育課長) はい。まずはALTの増員を予定しています。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委 員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) 質疑なしと認めます。
議案第5号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」
- (梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり承認することとします。

日程第4 議案第6号 魚沼市教育委員会事務局組織規則の一部改正する規則について

- (梅田教育長) 日程第4、議案第6号 魚沼市教育委員会事務局組織規則の一部改正する規則についてを議題といたします。
- (斎藤学校教育課長) 説明いたします。(資料により説明：日程11ページ以降、魚沼市教育委員会事務局組織規則の一部改正について説明)
- (梅田教育長) 議案第6号について、質疑はありませんか。
- (委 員) 本当の意味で教育長の助けになるとははっきりわかるのであればいいと思いますが、規則だけ見てもどのような立場なのかわかりません。何か月か検討する聴取する期間があればよいですが。
- (委 員) 政策監の位置づけ、仕事内容、市長がこの役職を置く狙いを伺いたいのので、一旦お返しします。
- (梅田教育長) 政策監の位置づけ、仕事内容を明確にしたいと思います。

(委 員) 規則が改正される場合、「第9条の次に次の1条を加える」とありますが、新旧対照表を見ると、「第9条の2」となっています。「第10条」とはならないのでしょうか。

(堀 沢 局 長) 「第9条」が一つの条ですし、「第9条の2」も一つの条です。法律的にはよくあることですが、繰り下げるかどうかということになると、第9条が管理主事指導主事です。政策監というと同じ職及び職務という形のものがありますので、第10条として繰り下げるのではなく「第9条の2」になります。

(委 員) そうすると、「第9条」は、「第9条の1」にならないのでしょうか。

(堀 沢 局 長) 「第9条」です。これは一つの約束事ですので、「1」はつきません。第1項には「1」はつきません。

(梅 田 教 育 長) ほかに質疑はありませんか。

(梅 田 教 育 長) それでは、もう一度精査して次回の教育委員会でご説明することとして、本日は保留ということによろしいでしょうか。

(全 委 員) 「はい」

(梅 田 教 育 長) 議案第6号は保留といたします。

日程第5 議案第7号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

(梅 田 教 育 長) 日程第5、議案第7号 魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

(広井子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程14ページ及び別冊、魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について説明)

(梅 田 教 育 長) 議案第7号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(梅 田 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第7号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(梅 田 教 育 長) 異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり承認することとします。

日程第6 議案第8号 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画の決定について

(梅 田 教 育 長) 日程第6、議案第8号 第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画の決定についてを議題といたします。

(広井子ども課長) 説明いたします。(資料により説明：日程15ページ及び別冊、第二期魚沼市子ども・子育て支援事業計画の決定について説明)

(梅 田 教 育 長) 議案第8号について、質疑はありませんか。

(委 員) (「ありません」の声あり)

(梅 田 教 育 長) 質疑なしと認めます。
議案第8号について、本案は原案のとおり承認することに異議ありませんか。

(全 委 員) 「異議なし」

(梅田教育長) 異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり承認することとします。

日程第7 協議事項について

(梅田教育長) 日程第7、奨学生の決定についてを議題といたします。

(渡邊学校教育課主任) 説明いたします。(当日配付資料により説明：申請者28名について審査した結果を説明)

(梅田教育長) 協議事項①について、質疑はありませんか。

(梅田教育長) 返還金の滞納者はいますか。

(渡邊学校教育課主任) 今年度に滞納繰越された滞納者が、17名程います。返還金は卒業後10年で返還していただくのですが、一番古い方で10年以上経過している方がいます。

(委員) いくらずつ返還するのですか。

(渡邊学校教育課主任) 大学生ですと4年貸与すると240万円になりますが、それを10年で返還していただきます。支払い方法は年1回払いか年2回払いかを選択していただけます。毎月払いではないので、金額が大きいという所も滞納の原因にあるかもしれません。

(委員) 10年間払っていない方がいるのですね。

(渡邊学校教育課主任) 10年間で払いきれずにまだ残額がある方がいらっしゃいます。

(委員) 月々にしない理由があるのですか。

(渡邊学校教育課主任) 詳しくはわかりませんが、魚沼市になってから年2回となっています。

(委員) 返す側としては、月2万円としてもらった方が予定できるけど、半年になると貯められずに返せなくなるのかなと思いました。

(梅田教育長) 口座引き落としは手数料がかかりますか。

(渡邊学校教育課主任) 納付書払いや口座振替の場合は、手数料はかかりません。銀行からの振込になりますと手数料がかかります。

(梅田教育長) 年1回や2回払いではなくて、毎月定額払いの方が返還しやすい方もいるでしょうね。

(委員) 滞納者が17名程いらっしゃるそうですが、原因はどういうことが考えられますか。

(渡邊学校教育課主任) 卒業後半年経過して12月が第1回目の返還となります。就職される方はいらっしゃいますが、正職員ではなくパートの方もいて、半年分なので金額が大きいということもあります。その他に所在不明の方が1名いらっしゃって、親御さんもどこにいるかわからないということでした。他には返還期間が10年と長い期間なので、その間にはご結婚やご出産されることもありますので、そうすると生活費を優先されるのではないかと思います。

(委員) 募集人数が40人に対して今年度28人申請していますが、滞納額が蓄積していきますと奨学金制度の維持に対する影響はいかがでしょうか。順調に返済されることが前提として成り立っていると思いますが、将来的に見て支障はないでしょうか。

(渡邊学校教育課主任) 奨学金基金が6億1,200万円あります。その中で運用しています。前年度以前の試算ですが、新規で8,000万円程度までは貸与可能で、今回認定分で5,004万円の貸与予定ですので、返還されていけば運用できるという試算です。

- (堀 沢 局 長) 奨学金なので、廃止するわけにいかない制度ですが、滞納が増える、お返しただけでない方がいるとなると、奨学金だけでなく保育料もそうですが、どうやって徴収するのかが問題になります。合併して20年近く経ちます。督促する程度では弱いので、奨学金はあと1~2年のうちに、どのように徴収するのかがという方策を考えていかないといけない時期ではないのかなと思います。
- (委 員) 強制的に取り立ては難しいですが、本当に学びたい人のための基金なのに、逃げてしまえば知らないということになると、後に続く人にお貸しできなくなってしまいます。
- (委 員) 昨年も成績評定で基準に満たない方がいて、貸与できなかった方がいたと思います。資金に余裕があったとしても基準に満たなければ機械的に認めないという基本の姿勢でいるわけですね。申請するにあたって、自分が成績評定のどのランクにあるのかはわからなと思いますが、学校側もどの程度かわからない状態で申請がされるのでしょうか。
- (渡邊学校教育課主任) 成績表を必ず添付していただいて、本人が開封した場合は無効となります。学校側では計算すれば平均評定値はわかると思います。
- (委 員) 事前に成績評定が基準に満たないというのが、学校側ではわかっているということですよ。
- (渡邊学校教育課主任) 大学進学であれば、高校の2学期までの成績となり、申請期間が12月10日から1月20日までと限られている中で、点数を先生が個別に指導するというのは疑問があります。誰が奨学金の申請をするのかも学校側はわからないと思います。
- (委 員) 自分で成績表を見て、最終的に先生が判定するとしてもある程度判断できると思います。
- (委 員) 要項に5段階評価で全科目の平均が3.0以上と書いてあるので、自分で通知表を見ればだいたいわかると思います。
- (委 員) 無利子の奨学金を借りるんだということを本人も自覚を持ってもらいたいです。
- (委 員) 事前に成績評定が基準に満たないというのが、学校側ではわかっているれば、本人に申請は難しそうだと言えるのではないのでしょうか。
- (委 員) 本人が出したいと言えれば出さないわけにはいかないし、あなたは駄目だとは言えないですよ。
- (梅 田 教 育 長) どういう目的で成績証明書をもらうのか学校はわからないと思います。
- (委 員) 他の要件ではクリアしているのに、成績で駄目だったとなると本人のショックが大きいと思います。
- (委 員) 評定が足りないのが駄目ですと通知するのですか。
- (渡邊学校教育課主任) 成績要件によって貸与できませんということは記載します。
- (委 員) 今年駄目だったけど、頑張って勉強して、基準以上になれば来年度また申請できますか。
- (渡邊学校教育課主任) 進学されて、在学中の成績が基準を満たせば申請して貸与できます。
- (委 員) 勉強すればまた申請できるのであれば、理由がわかった方がいいですね。
- (委 員) 在学中に申請する方もいらっしゃるの、進学して頑張っって励みになればいいと思います。
- (梅 田 教 育 長) 協議事項①は原案のとおり承認することに異議ありませんか。
- (全 委 員) 「異議なし」

(梅田教育長) 異議なしと認めます。協議事項①は原案のとおり承認することとします。

日程第8 報告事項

①魚沼市養育医療の給付に要する費用の徴収又は支払命令実施要領の一部改正について

(梅田教育長) 日程第8、報告事項①、魚沼市養育医療の給付に要する費用の徴収又は支払命令実施要領の一部改正について、報告をお願いします。

(広井こども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程16ページ以降、魚沼市養育医療の給付に要する費用の徴収又は支払命令実施要領の一部改正について説明)

(梅田教育長) 報告事項①について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) それでは以上で報告事項①を終了します。

(委員) (「ありません」の声あり)

②魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について

(梅田教育長) 報告事項②、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について、報告をお願いします。

(広井こども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程32ページ以降、魚沼市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱の一部改正について説明)

(梅田教育長) 報告事項②について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) それでは以上で報告事項②を終了します。

③魚沼市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

(梅田教育長) 報告事項③、魚沼市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について、報告をお願いします。

(広井こども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程38ページ以降、魚沼市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について説明)

(梅田教育長) 報告事項③について、質疑はありませんか。

(委員) 南魚沼児童相談所と法務局は魚沼市が管内なのでわかりますが、南魚沼人権擁護委員協議会はどうなっているのですか。

(広井こども課長) 南魚沼人権擁護委員協議会は、法務局南魚沼支局管内の市町の人権擁護委員で構成されている協議会です。ですから、魚沼市の人権擁護委員も含まれています。

(梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) それでは以上で報告事項③を終了します。

④魚沼市子育て世代包括支援センター設置運営要綱の制定について

- (梅田教育長) 報告事項④、魚沼市子育て世代包括支援センター設置運営要綱の制定について、報告をお願いします。
- (広井こども課長) 報告いたします。(資料により説明：日程41ページ以降、魚沼市子育て世代包括支援センター設置運営要綱の制定について説明)
- (梅田教育長) 報告事項④について、質疑はありませんか。
- (委員) 母子保健事業プラス支援プランを作成するということですが、子ども課ではなく包括支援センターという名称の中でやるということですか。
- (広井こども課長) 子ども課の中にセンターを置きます。センターを置いて運営要綱を制定することで、今までバラバラに行っていたことを妊娠期から子育て期まで切れ目なくセンターを軸足にやっっていこうというものです。ただ、今年度から組織機構改正で母子保健係が子ども課にきましたので、大きな変更はないように見えます。自治体によっては、バラバラになっているところもあってセンターに集約して行っっていこうというものです。
- (委員) 名前を付けたということですか。
- (広井こども課長) 本センターを設置することが市町村の努力義務となっています。
- (委員) 母子保健係はそのままあって、センターは別ということですか。
- (広井こども課長) 母子保健係がセンターの仕事を行います。
- (委員) センターというと、建物みたいなイメージがあります。
- (堀沢局長) いわゆる箱物ではありません。
- (広井こども課長) センターができましたとPRしていく中で、窓口は子ども課ですということを知りできて、より良い切れ目のない支援ができるのではないかと思います。
- (委員) 妊娠期から子育て期とありますが、子育て期はいつまでですか。
- (広井こども課長) 根拠となる法に基づく18歳までです。
- (委員) 新たな支援プランの作成で、子育てしている家庭のすべてとおっしゃっていましたが、これから母子手帳をもらう方から18歳までですか、それとも今の18歳までを含めるのですか。
- (広井こども課長) それは難しいです。センターが設置された後はすべて支援プランを作成しますが、センター設置前の子育て期の方については、今までの関りの中で支援が必要な方については、プランを作成していきます。
- (委員) センターが設置された後は、母子手帳をもらった方から必要があるなしに関わらずすべての方のプランを作成するということが良いですか。
- (広井こども課長) その通りです。センター設置前の方については、必要に応じてということになります。また確認してお伝えします。
- (梅田教育長) 18歳までだと、途中から学校教育課に移ってくるようなイメージがあります。
- (広井こども課長) 児童福祉法の対象児童は18歳までとなっています。
- (梅田教育長) ほかに質疑はありませんか。
- (委員) (「ありません」の声あり)
- (梅田教育長) それでは以上で報告事項④を終了します。

⑤共催依頼 及び⑥後援依頼

(梅田教育長) 報告事項⑤共催依頼及び⑥後援依頼について、それぞれ報告をお願いします。

【以下、日程44ページ以降資料に基づき報告】

(大桃生涯学習課長) ⑤共催依頼3件について報告

(大桃生涯学習課長) ⑥後援依頼4件について報告

(梅田教育長) 報告事項⑤及び⑥について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) 以上で報告事項を終了します。

日程第9 その他

①その他

(梅田教育長) 日程第9、その他、①その他について

市内小中学校卒業式及び入学式への出席について（祝辞を含む）

(梅田教育長) 市内小中学校卒業式及び入学式への出席について、説明をお願いします。

(佐藤学校教育課係長) 説明いたします。(資料により説明：日程63ページ以降、市内小中学校卒業式及び入学式への出席について説明)

(梅田教育長) 市内小中学校卒業式及び入学式への出席について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) それでは市内小中学校卒業式及び入学式への出席についてを終了します。

教職員異動辞令交付式への出席について

(梅田教育長) 教職員異動辞令交付式への出席について、説明をお願いします。

(早川管理指導主事) 説明いたします。(資料により説明：日程65ページ、教職員異動辞令交付式への出席について説明)

(梅田教育長) 教職員異動辞令交付式への出席について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) 教職員異動辞令交付式への出席についてを終了します。

令和2年度年間予定表について

(梅田教育長) 令和2年度年間予定表について、説明をお願いします。

(早川管理指導主事) 説明いたします。(資料により説明：別紙、令和2年度年間予定表について説明)

(梅田教育長) 令和2年度年間予定表について、質疑はありませんか。

(委員) (「ありません」の声あり)

(梅田教育長) 令和2年度年間予定表についてを終了します。

令和元年度一般会計補正予算（第9号）の修正について

- （梅田教育長） 令和元年度一般会計補正予算（第9号）の修正について、説明をお願いします。
- （佐藤学校教育課係長） 説明いたします。（資料により説明：日程66ページ以降、令和元年度一般会計補正予算（第9号）の修正について説明）
- （梅田教育長） 令和元年度一般会計補正予算（第9号）の修正について、質疑はありませんか。
- （委員） （「ありません」の声あり）
- （梅田教育長） 令和元年度一般会計補正予算（第9号）の修正についてを終了します。
- （梅田教育長） ①その他で、ほかに報告等ありますか。
- （広井子ども課長） 訂正をお願いします。（前回の定例教育委員会で、妊産婦医療費助成の個人負担が発生する場合がありますと答弁したがこれを訂正し、個人負担は発生しない旨の説明があった。）
- （梅田教育長） ほかに報告等ありますか。
- （広井子ども課長） 魚沼市立保育園・こども園 令和2年度入園式についてご説明いたします。（別紙資料により説明）
- （梅田教育長） それでは以上で①その他を終了します。

②今後の会議日程

- （梅田教育長） 第1回臨時会を2月25日、午後6時00分から堀之内庁舎で開催することとします。
第3回定例会は3月24日、午後1時30分から堀之内庁舎で開催することとします。
- （梅田教育長） そのほかにありますか。
- （佐藤学校教育課係長） 1月の定例会の議事録の確認をさせていただきたいと思います。変更等ありましたらお願いいたします。
- （委員） （「ありません」の声あり）
- （佐藤学校教育課係長） それでは後ほど、署名委員さんより署名をお願いいたします。
- （梅田教育長） それでは以上で②今後の会議日程を終了します。
- （梅田教育長） 以上で日程を終了することとし、本日の委員会を閉会といたします。

終了時刻 午後 4 時 5 分

以上の記録は、書記が整えたものであるが、その正確であることを証して署名する。

令和 年 月 日

教 育 長

会議録署名委員